

## 外国人住民も新たに「住民基本台帳カード」が作成できるようになります

7月8日(月)から外国人住民についても、住基ネットの運用が開始されます。住基ネットの運用開始に伴い、住民票に住民票コードが記載され、住民票コードが役場から外国人住民の本人へ通知されます。これにより新たに「住民基本台帳カード」が作成できます。

### 住民基本台帳カードの利用方法

- 電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請が可能になります。(e-Tax など)
- 本人確認の必要な窓口で、公的な身分証明書として利用することができます。
- 転入転出手続の特例が受けられます。

### 住民基本台帳カードの申請方法

申請者は、阿久比町に住民登録がある人に限ります。申請は基本的に本人が行ってください。

受付場所は、役場住民福祉課窓口です。時間は平日の午前8時30分～午後4時30分です。(国や県のシステムとの関係で、他業務の受付終了時間より早くなっています。)

- 申請に必要なもの
  - ▽印鑑
  - ▽本人確認書類
  - ▽交付手数料500円
  - ▽申請者本人の写真(写真付きカードを希望の場合)
    - (無帽、正面、無背景で申請前6カ月以内に撮影したカラー写真)
    - (サイズは縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル)

■問い合わせ先 住民福祉課戸籍住民係 ☎(48)1111(内225・353)

## 7月6日、7日は住民票、印鑑証明書、所得証明書が発行できません

住民基本台帳法改正によるシステム改修を行うため、7月6日(土)、7日(日)の2日間は、中央公民館での証明書発行ができません。ご注意ください。

ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願ひします。

### ■問い合わせ先

【住民票、印鑑証明書について】

住民福祉課戸籍住民係

☎(48)1111(内353)

【所得証明書について】

税務課住民税係

☎(48)1111(内302)

## 男女共同参画週間 6月23日～29日

「男女共同参画社会」とは、「男女が互いに人権を尊重しあい、思想決定を含む対等な社会参加が保障され、性別・年齢にかかわらずそれぞれの個性と能力を平等に発揮できる社会」です。「女だから」「男だから」ということで諦めていたことがなくなり、夢や希望が実現できる社会です。この社会の実現は、国においても少子・高齢化を乗り切るうえで、最も有効な対応策として位置づけています。阿久比町では、毎年2月に「男女共同参画講演会」を、12月に「人権教育推進事業講演会」を開催しています。

6月23日～29日の一週間は、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念に関する理解を深め、社会のあらゆる分野で男女共同社会の実現に向けた取り組みが行われるよう定められた「男女共同参画週間」です。国民の気運の醸成を目的として、内閣府男女共同参画局主導により各市町ではさまざまな取り組みが行われています。阿久比町では本年度、町制60周年記念事業として6月27日に「きらきら女性議会」を開催します。

### 家事は家族みんなの仕事

家事は、一人ひとりができることをしながら、家族みんなで話し合い、協力し合うときっと快適に過ごせます。



## 家庭の中で

### 家族の介護は家族のみんなで

介護は、同居・別居にかかわらず、男性も女性も、家族全員ができることに力を出し合って分担することが大切です。

### 子育ては家庭力

家庭において、家族がお互いに協力し合いながら支え合い、子育てに喜びを感じるという意識が重要です。



■問い合わせ先 社会教育課 ☎(48)1111(内280・262)